

第2号協議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

上記協議案を提出する。

令和5年9月6日

都区協議会会長
小池 百合子

（説 明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について協議する必要があるので、この案を提出する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

一 改正の目的

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する。

二 改正の内容

単位費用（第十条別表関係）を改める。

また、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律及び同法施行令並びに地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う。

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例別表の規定は、令和五年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

第 号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年 月 日

提出者 東京都知事 小池百合子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五十七条の二の六第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費 1 議会総務費	人口	一人につき 二六、一八七円

3	2	1	四	三	6	5	4	3	2	1	二
収集車両費	収集作業費	清掃総務費	清掃費	衛生費	後期高齢者医療 制度事業助成費	国民健康保険事 業助成費	児童福祉費	生活保護費	老人福祉費	社会福祉費	民生費
人口	人口	人口	人口	人口	被保険者数	被保険者数	十八歳未満人口	被保護者数	六十五歳以上人口	人口	
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
一、五〇四円	五、四〇三円	四、五五円		九、七二五円	七、八〇四二円	一、三、〇五一円	一、五〇、三六五円	一、八六、二七九円	七、四、六二六円	一、五、〇二八円	

3		2		1		七		4		3		2		1		六		2		1		五		4			
その他の教育費		中学校費		小学校費		教育費		公園費		道路橋りよう費		都市整備費		建築公害費		土木費		産業経済費		生活経済費		経済労働費		処理処分費			
児童生徒数		学校数		学級数		生徒数		学校数		学級数		児童数		公園面積		道路面積		人口		人口		事業所数		人口			
一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき			
二八、一五六円		一校につき	一一三、五七四、九二九円	一学級につき	一、五八五、一三四円	一人につき	四三、二二五円	一校につき	一〇八、二五九、九七三円	一学級につき	一、〇六七、〇六〇円	一人につき	三九、六三一円	一平方メートルにつき	一、五三七円	一平方メートルにつき	六一円	一人につき	一、一〇四円	一人につき	二、四八七円	一箇所につき	五八、五七三円	一人につき	四五一円	一人につき	三、二九二円

経費の種類		測定単位		単位費用	
二 投資的経費					
一 議会総務費	1 議会総務費	人口	一人につき	三、六三八円	
二 民生費	1 社会福祉費	人口	一人につき	一、四八六円	
	2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一二、五三四円	
	3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	四三、三一八円	
三 衛生費	1 衛生費	人口	一人につき	九九四円	
八 その他諸費					
	1 公債費	元利償還金	一人につき	六、四三六円	一箇所につき 五三、四一一、五三二円
	2 財産費	年度支払額	一人につき	一円	
	3 その他行政費	人口	一人につき	一四、三一七円	

附
則

		四 清掃費			五 経済労働費			六 土木費		七 教育費	
		1 収集作業費	2 処理処分費	1 生活経済費	1 建築公害費	2 都市整備費	3 道路橋りよう費	4 公園費	1 小学校費	2 中学校費	3 その他の教育費
		人口	人口	人口	人口	人口	道路面積	人口	学校数	学校数	児童生徒数
		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
		五六六円	三、一五二円	四四八円	一、六六三円	二二四円	一六三円	二、〇六四円	一五七、六五〇、二八八円	一九九、三七二、九四四円	一〇、三〇八円
											二四八、二七三円
											五、二九二円

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例別表の規定は、令和五年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

（都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

（提案理由）

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条及び第二条（現行のとおり）

（交付金の総額）

第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条

第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の七第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同令第三十五条の四の五の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額（次項において「交付金総額」という。）とする。

2（現行のとおり）

第四条から第十八条まで（現行のとおり）

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位	費用
一 議会総務費	人口	一人につき	二六、一八七円
二 民生費			
1 社会福祉費	人口	一人につき	一五、〇二八円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七四、六二六円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき	一八六、二七九円

第一条及び第二条（略）

（交付金の総額）

第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同令第三十五条の四の五の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額（次項において「交付金総額」という。）とする。

2（略）

第四条から第十八条まで（略）

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位	費用
一 議会総務費	人口	一人につき	二五、九八七円
二 民生費			
1 社会福祉費	人口	一人につき	一四、八〇八円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七二、四九〇円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき	一八四、〇六四円

4	児童福祉費	十八歳未満人口 区立保育所入所 児童数 私立保育所入所 児童数 被保険者数	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	一五〇、三六五円 一、五二八、七五七円 七〇九、五九〇円 一三、〇五一円 七八、〇四二円
5	国民健康保険 事業助成費	被保険者数	一人につき	一三、〇五一円
6	後期高齢者医 療制度事業助成 費	被保険者数	一人につき	七八、〇四二円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	九、七二五円
四	清掃費			
1	清掃総務費	人口	一人につき	四五五円
2	収集作業費	人口	一人につき	五、四〇三元
3	収集車両費	人口	一人につき	一、五〇四円
4	処理処分費	人口	一人につき	三、二九二円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	四五一元
2	産業経済費	事業所数	一箇所につき	五八、五七三元
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	二、四八七円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、一〇四円
3	道路橋りよう 費	道路面積	一平方メートルにつき	六一円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五三七円
七	教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき	三九、六三一円
		学級数	一学級につき	一、〇六七、〇六〇円
		学校数	一校につき	一〇八、二五九、九七三元
		生徒数	一人につき	四三、二二五円
2	中学校費	学級数	一学級につき	一、五八五、一三四円

4	児童福祉費	十八歳未満人口 区立保育所入所 児童数 私立保育所入所 児童数 被保険者数	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	一四七、二三二円 一、五一九、八五八円 七〇三、九九四円 一二、八二九円 七七、六二七円
5	国民健康保険 事業助成費	被保険者数	一人につき	一二、八二九円
6	後期高齢者医 療制度事業助成 費	被保険者数	一人につき	七七、六二七円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	九、七二二円
四	清掃費			
1	清掃総務費	人口	一人につき	四五二元
2	収集作業費	人口	一人につき	五、三七二元
3	収集車両費	人口	一人につき	一、四九八円
4	処理処分費	人口	一人につき	三、〇六二円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	四五〇円
2	産業経済費	事業所数	一箇所につき	五八、四九六円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	二、三六八円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、〇九四円
3	道路橋りよう 費	道路面積	一平方メートルにつき	四八円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五〇〇円
七	教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき	三八、六三四円
		学級数	一学級につき	一、〇三二、四六二円
		学校数	一校につき	一〇五、四一七、六一七円
		生徒数	一人につき	四二、二七〇円
2	中学校費	学級数	一学級につき	一、五五五、〇一〇円

二 投資的経費		二 投資的経費	
経費の種類	測定単位	単位	費用
八 その他諸費	学校数	一校につき	一〇九、〇七七、五七八円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二七、七七九円
	幼稚園数	一箇所につき	五三、〇四六、〇七一円
	人口	一人につき	六、四三一円
1 公債費	元利償還金	一円につき	一円
2 財産費	年度支払額	一円につき	一円
3 その他行政費	人口	一人につき	一三、四五三円
一 議会総務費	人口	一人につき	一、〇八四円
二 民生費	人口	一人につき	四四三円
1 社会福祉費	人口	一人につき	四八六円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	三、八九八円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	一三、二〇三円
三 衛生費	人口	一人につき	二九六円
1 衛生費	人口	一人につき	九九四円
四 清掃費	人口	一人につき	五六六円
1 収集作業費	人口	一人につき	三、一五二円
2 処理処分費	人口	一人につき	四四八円
五 経済労働費	人口	一人につき	一、六六三円
1 生活経済費	人口	一人につき	二二四円
六 土木費	人口	一人につき	一六三円
1 建築公害費	人口	一人につき	二、〇六四円
2 都市整備費	人口	一人につき	
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき	
4 公園費	人口	一人につき	

二 投資的経費		二 投資的経費	
経費の種類	測定単位	単位	費用
八 その他諸費	学校数	一校につき	一〇九、〇七七、五七八円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二七、七七九円
	幼稚園数	一箇所につき	五三、〇四六、〇七一円
	人口	一人につき	六、四三一円
1 公債費	元利償還金	一円につき	一円
2 財産費	年度支払額	一円につき	一円
3 その他行政費	人口	一人につき	一三、四五三円
一 議会総務費	人口	一人につき	一、〇八四円
二 民生費	人口	一人につき	四四三円
1 社会福祉費	人口	一人につき	四八六円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	三、八九八円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	一三、二〇三円
三 衛生費	人口	一人につき	二九六円
1 衛生費	人口	一人につき	九九四円
四 清掃費	人口	一人につき	五六六円
1 収集作業費	人口	一人につき	三、一五二円
2 処理処分費	人口	一人につき	四四八円
五 経済労働費	人口	一人につき	一、六六三円
1 生活経済費	人口	一人につき	二二四円
六 土木費	人口	一人につき	一六三円
1 建築公害費	人口	一人につき	二、〇六四円
2 都市整備費	人口	一人につき	
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき	
4 公園費	人口	一人につき	

七 教育費	
1 小学校費	学校数
2 中学校費	学校数
3 その他の教育費	児童生徒数
	園児数
	人口
一人につき	一校につき
一人につき	一人につき
一人につき	一人につき
五、二九二円	一五七、六五〇、二八八円
	一九九、三七二、九四四円
	一〇、三〇八円
	二四八、二七三円

七 教育費	
1 小学校費	学校数
2 中学校費	学校数
3 その他の教育費	児童生徒数
	園児数
	人口
一人につき	一校につき
一人につき	一人につき
一人につき	一人につき
五、三六七円	一五七、七二九、〇五九円
	一六八、一五六、二二二円
	二、五九六円
	二五〇、七五四円

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>本則（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1から8まで（現行のとおり）</p> <p>9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、令和二年度以後の各年度においては、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「の収入見込額に」とあるのは、「並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金の収入見込額に」とする。</p> <p>10から13まで（現行のとおり）</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1から8まで（略）</p> <p>9 新条例第十二条第一項の規定の適用については、令和二年度以後の各年度においては、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、新条例第十二条第一項中「の収入見込額に」とあるのは、「並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方特例交付金の収入見込額に」とする。</p> <p>10から13まで（略）</p>